

<b>第 19 回 高知県四万十川流域保全振興委員会（概要版）</b>	
<b>日 時</b>	平成 28 年 11 月 24 日（木） 13:30～16:00
<b>場 所</b>	こうち男女共同参画ソーレ 大会議室
<b>参 加 者</b>	21 名
<b>配布資料</b>	第 19 回 高知県四万十川流域保全振興委員会 会議次第 第 19 回 高知県四万十川流域保全振興委員会 配席図 第 19 回 高知県四万十川流域保全振興委員会 委員名簿 第 19 回 高知県四万十川流域保全振興委員会 委員及び市町担当者出欠表 資料 1 大規模工作物等に係る四万十川条例施行規則許可基準の改正について 資料 1 参考資料① 資料 1 参考資料② 資料 1 参考資料③ 資料 2 若井沈下橋の四万十川沈下橋保存方針への編入について【その他議題】 資料 2 参考資料①
<b>議 事 録</b>	
<p>○委員の開催要件の充足 委員 14 名のうち 8 名が出席。委員の過半数の出席のため、会の開催要件を充足。</p> <p>○本会の議題</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 大規模工作物等に係る四万十川条例施行規則許可基準の改正について</li> <li>2 その他</li> </ol> <p>○各議題について</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 大規模工作物等に係る四万十川条例許可基準の改正について</li> </ol> <p><b>【事務局】</b> 資料 1 に基づいて、大規模工作物等に係る四万十川条例に係る許可基準の改正について説明。今回審議した内容を踏まえて改めて改正案を検討し、再度審議する。</p> <p><b>【溝渕委員】</b> 四万十川条例ができた段階で、大規模工作物に関して太陽光発電施設が明確に入っていないということだが、最初に条例を作ったときには、どのようなものが大規模工作物として考えられていたのか。</p>	

**【中越会長回答】**

工場やゴルフ場施設、乗馬施設や公園等（アミューズメントパーク）といったもの、それからプール、囲い込んで子供達を水浴させるような施設等だったと思う。太陽光発電施設について全く想定していなかった訳ではないが、まさか川の中に設置するとは想像していなかった。

**【平塚委員】**

ケース1は、過去に許可実績があるということに関して、過去の実績がよいものだったら、そこに整合性を求めていったらいいが、過去の実績に疑問が付いたものを認めながら、というのはちょっとおかしいと思う。

**【事務局回答】**

ご存じのとおり、この四万十川条例については個人の財産権を制限する面と、四万十川流域の保全振興ということで景観を守るという面で進めている。「原則禁止」という形ではなく、しっかりと事業者が景観に配慮して実施しようとしている場合を想定し、今回ケース2とケース3をあげている。

**【山下委員】**

回廊地区での許可基準は、回廊地区以外でも出来るようなものであれば回廊地区には設置しないというものだと思うが、これをもってケース1を採用することはできないのか。資料1の2ページ右端に記載のある、「回廊地区以外においてはその目的を達成することができないと認められること」という規定をそのまま適用すればよいのではないか。

**【事務局回答】**

ケース1は、回廊地区では過去の許可実績等により厳しいものも含めて原則設置できないというもの。ケース2、3については、太陽光発電施設の明記や河川法等基準の準用により、条例施行規則許可基準の整備をした上で、しっかりと対応したものについては回廊地区であっても許可となるというもの。加えて、都市計画法の立地基準導入の有無がケース2と3の違いとなっている。

ケース1の場合、今の許可基準よりも厳しいものになってしまう。そうなると、設置により地域に利益が還元されるようなケースも含めて原則設置できないということになってしまい、私権の制限等にもつながってしまうのではないかと考える。

**【中越会長】**

ケース1の補足として、こういう場合は許可ができる（例：水害の影響が及ばない等）とした方が過去に許可してきたこととの整合性がとれるのではないか。

ケース2、3の場合、逃げ道が次々とでき、かえって危ないと思う。

**【事務局回答】**

ケース1ではないから、原則設置してよいという訳ではなく、生態系や景観への影響、水害の懸念といったことを見極める視点がケース2、3でもしっかりある。

**【平塚委員】**

許可基準を作ることにより、業者はそれをクリアする努力をしていこう。形を変えればクリアできるような許可基準は、逆に作らない方がいいのではないかと考える。

**【溝渕委員】**

土地のかさ上げにより、どこかに水が溢れ出す等、何か問題が生じた際、誰も責任を取る人がいないのではないかとと思う。

ある意味、この段階で厳しくしておいた方が、後々の人にとって良いと考える。

**【事務局】**

現状の条例及び規則は、ケース3よりも下のランクにあり、そこからケース3→2→1となるにつれ、規制が厳しくなる。

現状、浸水実績があるにも関わらず、河川区域ではないために水害や災害の防止について他法令を直接適用することが困難という場合がある。そのような場合を想定し、今の基準から一段階厳しくしたものがケース3となる。さらにもう一段階厳しくして浸水実績のあるところには設置出来ないとするのがケース2、基本的に設置できないとするのがケース1となる。

**【平塚委員】**

ケース2および3の「説明会の開催」について、どの範囲の人を対象とするのか。景観に関して言えば、それを楽しむために全国から様々な人が訪れている。そこに景観と調和していないものが出来た場合、いくら地域での説明会があったからといって納得できる問題ではないのではないかと懸念する。本条例・規則の背景及び目的として、「清流四万十川を国民共有の財産として」と記載されている。

この「国民」という部分が忘れられるのではないかと懸念する。説明会をするのであれば、かなり気を付けなければならない。

**【事務局回答】**

県の法務課とも協議した結果、範囲を定義するのではなく、誰でも参加できる説明会をある一定期間前にするという方法もあるということで回答をもらっている。

**【中越会長】**

ここにある説明会というのは、その場をパスすれば、設置できるという意味のも

のだと解釈できる。賛成者を増やすために開発側が大勢人員を送り込んでくるという可能性もないとは言えない。

**【山下委員】**

ケース1、2、3の中でケース1が最もシンプルで分かりやすいと考える。区域で区切ること、地元のもめ事も回避できると思う。回廊地区が広すぎるという説明に対しては、回廊地区よりもやや狭い「開発禁止区域」を設定し、四万十川条例の中に入れてはどうか。ケース1、2、3ではない、もう一つの案としてそのようなものを設定すれば、整理がつくのではないかと考える。

**【事務局回答】**

今の意見については、前回の委員会前に議論になったのだが、それを取り入れると、現在の回廊地区の現地調査を行う必要があり、時間と費用の面で難しいということになった。

**【中越会長】**

太陽光発電施設設置の問い合わせに対して、ここは設置できないと却下するだけでなく、こういう場所の方がいいという表現を、関係する基準の中に組む方法もあると思う。

**【アウテンボーガルト副会長】**

回廊地区が広いというのは分かるが、それを設定した段階で、その範囲は生態系や景観に関して何等かの影響があるということで回廊地区という網掛けをしたと思う。つまり、それはそのまま「開発禁止区域」となるのではないかと考える。もう一点新聞記事に関して、漁協や上流の地区は計画への同意書にサインしているという記載があり、これは地域説明会もきちんとあった上でのことなのか、そのあたりの経緯を教えてほしい。

**【事務局回答】**

大きな施設が出来る際、何の工事をやっているのか、どういう計画なのかということが地域の方やそこを訪れる方に分かるようにというのが、この説明会のイメージである。事業者側が一方的に説明をただけで、実際に合意が取れたところがなかったという実情があった。

大規模小売店舗法により、説明会を実施したというだけで経済産業大臣が許可することはない。しっかり地域との合意形成があるかどうかを監督省庁が確認し、許可を出すという仕組みになっている。

**【中越会長】**

回廊地区が普通の地区と変わらないようでは、魅力を失う。ここには桃源郷のよ

うなかつての日本の姿が残っているというところに価値があり、もしどうしてもそこで作りたければ、見えないところに作ってもらうのが一番良いと思う。この条例の趣旨から見てそれは可能ではないかと思うが、いかがだろうか。

**【事務局回答】**

このような大規模工作物は許可を得なければ、そこへ設置してはいけないということになっている施設である。わざわざそこに設置するのは、そこでなければ目的を達成できないものであるというのが当条例における趣旨である。

そのことは私たち行政も常に念頭に置いているものである。

私共の考えとしても今の条例、規則を緩める必要は全くなく、逆によほどの理由がなければ回廊地区で太陽光パネルは設置できないということをし、どのようにして明示するのかということがこの内容となるとご理解いただければと思う。

**【中越会長】**

ケース3についてまだ異論は出ているが、とりあえず一旦ケース3の説明をお願いします。

**【事務局】**

1 番目は、「大規模工作物の中に太陽光発電施設を明確に定義する」

2 番目は、「条例の許可基準の災害の防止、水害の防止、水源の涵養について、都市計画法、森林法等、他法令等の許可または基準によるものとする」

3 番目は、「生態系と景観保全の許可基準について、流域市町の景観計画やガイドライン、届け出制の他法令の規定によるものとする」とともに、県の独自の技術的細目によるものとする」

4 番目は、「1 で定めた太陽光発電施設について、地域での事業内容の事前説明会を開催する」

表現については要検討であるが、以上のように考えている。

4 番目は、施行規則ではなく条例の本文の方で入れるべきだと法務課より意見をもらっている。

また、「行為地以外においては、その目的を達成することが出来ないと認められること」いった既存の規定も併せて、防災や環境面、事業の事前説明を柱にと考えている。

**【中越会長】**

3 番目と4 番目がケース3 でないと反映できない根拠はあるのですか。

四万十川条例施行規則に、これらを新たに加えれば良いということか。

**【事務局】**

その通りである。ただし2 番目についても、回廊地区において河川区域から外れていたとしても、河川法の基準等をもって川への影響というものを図れるような

文言を加えられたらと考えている。

**【谷脇委員】**

4番目の事前説明会開催について、内容として絶対に許可出来ないものについても、事前説明会を行うということは業者にとって資料の作成等といった投資が必要となる。そのため、ある程度の制限を設けて、そこまでいった上で説明を行うという風にしておかないと、この項目は不必要ではないかと考える。

**【事務局回答】**

その通りだと思う。

**【谷脇委員】**

心配しているのは四万十川の今の状態がどういうふうに変わっていくかということで、そこがぼやけているのではないかと感じる。地元説明会開催についても、地元住民に利益があれば説明会で承諾されるということにもなりかねないのではないかと思う。そうならないよう見直すことが重要だと思う。

**【事務局回答】**

それを一番危惧している。すべて裏では決まった上で、このようなものが出来ま  
す、ということでは全然意味がない。環境影響評価法では、計画段階から示さなければならぬ、と定められている。

1番目、2番目、3番目が全部クリアになって、これで本当に地元の方が納得する  
のか、もしくは想定段階から説明をしっかりと住民の方の理解を得、場合によっては  
計画を断念するということも考えるべきか、精査したものを皆様に改めてお示しでき  
ればと思う。

**【中越会長】**

改めて、今日は何を決めなくてはならないのか。

**【事務局回答】**

今の状況からみて、私共の示した案では、まだ緩やかでないかということでした  
ので、皆様の意見を基に、再度精査する必要があると思います。

**【中越会長】**

全体の意見はケース1の運用を上手に誘導するという事だと思ふ。やはりそこ  
で食い止めないと、ということが今日の委員の皆様の意見ではないかと思ふ。四  
万十川の価値を失わないようにしないとイケない。

加えて、他の地域の自然再生エネルギーとは違ふ、四万十ならではの資源を用い  
たエネルギー開発があつていいと思ふ。水に関していえば、小さな用水能力はも  
っとあるはずなのに使われていない。また、木に関していえば、木材が有効活用

できているかといえばそうではない。間伐もしなくてはいけないところがたくさん残っている。

この委員会は「保全と振興委員会」であり、振興という点では地元の方が能動的に景観や流域に関わることによって利益が得られることだと思う。それは太陽光エネルギーを売電して装置を置いているだけということとは随分違うと思う。自ら林業を行い、その結果としてバイオマスエネルギーを作るとなれば、住民の方が主体になる。振興という観点も踏まえ、四万十川流域らしいものにしていくべきだと考える。

**【中越会長】**

書類上で整合性を見るだけでは、現場で直観的に分かることも見失ってしまう。現場で、直観として、四万十にいいか悪いかということを大事にすべきである。

**【事務局】**

皆様の意見として、地域の保全と振興ということは、本来四万十川流域が持っているポテンシャルを有効活用する必要があるということだと感じる。小水力については、現状梶原町のみであり、バイオマスについても宿毛市に発電所ができたとはいえ、その原料である木材を出荷できる体制というものが不十分である。そういう中で、土地が開いているからということで太陽光発電施設等の設置というのは、本来の四万十川の流域の保全と振興には沿わず、そのルールづくりがこの条例・規則だと考える。

年度内にもう1回委員会を開催する予定にしている。再度、大きな案件を協議する機会としたいと考えている。その議論がスムーズに行えるよう、事前に各委員の皆様へ、今日の意見を集約し、修正した案を確認いただき、それを整理した上で、次回委員会を開催したいと考えている。

**【中越会長】**

それでは、この議題に関しては、継続審議ということで決着する。ただし次の会までに意見等求められた際にはどんどん発言し、それを事務局に記録してもらおうようにする。可能であればどのような意見が出ているのか、委員全体で共有できると良い。そうすれば次回委員会時の議事も早く進むと思う。

## 2-1 その他

前回議題の若井沈下橋の沈下橋保存方針への編入についての報告。

### 【事務局】

資料2に基づき、前回委員会からの経過について説明を行なった。

### 【中越会長】

これは喜ばしいことであり、関係者のみなさんの努力に感謝したい。沈下橋は、四万十川では環境と共生するというもののシンボルであり、実際に通行できるという地域の人にとっての利便性はもちろん、これは大きな前進だと考える。もし把握しているようであれば、工事費はどれくらいだったのかを教えてください。

### 【四万十町】

はっきりした金額は分からないが、約4,400万円で、4月末にすべてを終えている。工事期間中に、2回ほど増水によって仮設が流されたこともあり、やや経費が多くなっているのではないかと思う。

## 2-2 その他

溝渕委員より、現在行われている奥四万十博に関する告知を行なった。

以上